

高尾社労士事務所便り

労災死亡者数、休業4日以上 の死傷者数ともに増加

厚生労働省が5月30日、令和3年の労働災害発生状況の取りまとめを公表しました。労働災害を減少させるために国や事業者、労働者等が重点的に取り組む事項を定めた中期計画である「第13次労働災害防止計画」（以下「13次防」という）（平成30年度～令和4年度）では、29年比で「死亡者数を15%以上」「死傷者数を5%以上」減少させることを目標にしています。

◆死亡者数4年ぶり増加、休業4日以上 の死傷者数は平成10年以降で最多

令和3年1月から12月までの労働災害による死亡者数は867人と4年ぶりに増加となりました（前年比65人・8.1%増、平成29年比（以下「29年比」という）111人・11.3%減）。

休業4日以上死傷者数（以下「死傷者数」という）は149,918人と平成10年以降で最多となりました（前年比18,762人・14.3%増、29年比29,458人・24.5%増）。

新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害での死亡者数は89人（前年比71人・394.4%増）、死傷者数は19,332人（前年比13,291人・220.0%増）と、前年に比べ大きく増加しました。

◆13次防の重点業種の平成29年比および対前年比は、死亡者数は減少、死傷者数は増加

死亡者数は、平成30年から令和2年までの3年間では13次防の目標達成が可能なペースでの減少となっていたものが、一転して13次防の目標を達成できませんでした。13次防の重点業種では、建設業が288人（前年比30人・11.6%増、29年比35人・10.8%減）、製造業が137人（同1人・0.7%増、同23人・14.4%減）、林業が30人（同6人・16.7%減、同10人・25.0%減）となりました。

死傷者数においては、13次防の重点業種では、陸



上貨物運送事業が16,732人（前年比917人・5.8%増、29年比2,026人・13.8%増）、小売業が16,860人（同1,519人・9.9%増、同2,979人・21.5%増）、社会福祉施設が18,421人（同5,154人・38.8%増、同9,683人・110.8%増）、飲食店が5,095人（同142人・2.9%増、同374人7.9%増）と前年比で増加しました。

【厚生労働省「令和3年の労働災害発生状況を公表」】
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25944.html

厚生労働省「令和3年の労働組合活動等 に関する実態調査」の概要

◆労働組合を取り巻く環境の変化と調査の概要

厚労省は、労働組合の組織および活動の実態等を明らかにするため、毎年調査を行い、その結果を公表しています。

今回は、令和3年6月30日現在の状況等について公表された内容（民営事業所における労働組合30人以上の労働組合で一定の方法により抽出した5,083労働組合のうち3,319労働組合の回答）のポイントを紹介いたします。

◆調査結果のポイント

【労使関係についての認識】

労使関係が「安定的」と認識している労働組合は92.9%で、前年よりも3%上がっている。企業規模が大きいほど、安定している認識が強い。

【労働組合員数の変化に関する状況】

3年前（平成30年6月）と比べると、「増加した」31.4%、「変わらない」25.8%、「減少した」42.7%と、減少傾向にある。業種別では、「減少した」と答えたのは「複合サービス業」が最も多く（65.3%）、次いで電気・ガス・熱供給・水道業も多い（64.0%）。

【正社員以外の労働者に関する状況】

正社員以外で「組合加入資格がある」のは、「パートタイム労働者」（37.3%）、「有期契約労働者」41.5%、「嘱託労働者」39.6%で、前年と比べてそれほど大きな変化は見られない。そもそも半数以上の事業所で、正社員以外には「組合加入資格がない」と回答している。

【労働組合活動の重点事項】

労働組合活動において、これまで重点をおいてきた事項としては、「賃金・賞与・一時金」（90.8%）が最も高く、次いで「労働時間（労働時間の適正把握を含む）・休日・休暇」（76.9%）、「組合員の雇用の維持」41.6%などとなっている。また、今後重点をおく事項についても、同じ項目があげられている。

【労働組合費に関する状況】

1人平均月間組合費は、3,736円（平成30年調査3,707円）。企業規模が大きくなるほど組合費は高くなる傾向がある。1人平均月間組合費階級別にみると、「4,000円以上5,000円未満」（20.0%）が最も高かった。

【厚生労働省「令和3年労働組合活動等に関する実態調査の概況」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/18-r03gaiyou06.pdf>

7月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

11日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限 [年金事務所または健保組合] <7月1日現在>
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付 <1月～6月分> [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 [公共職業安定所] <前月以降に採用した労働者がいる場合>
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の

提出期限<年度更新> [労働基準監督署]

- 労働保険料の納付<延納第1期分> [郵便局または銀行]

15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請<6月30日の現況>の提出 [税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

8月1日

- 所得税予定納税額の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出 [労働基準監督署] <休業4日未満、4月～6月分>
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第2期> [郵便局または銀行]
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

～当事務所よりひと言～

いつもお世話になり、誠にありがとうございます。

☆ 社会保険算定基礎届のお願いについて ☆

毎年、4月、5月、6月に支払われる賃金をもとに新しい標準報酬月額を決定する手続きを行う時期となりました。（提出先：日本年金機構金沢広域事務センター）この「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則として1年間（9月から翌年8月まで）固定され、納めていただく保険料の計算や、将来受け取る年金額等の計算の基礎となるものです。提出期限は**7月11日（月）**までとなっております。

《雇用期間が2か月以内の場合における取扱いが変更になります》【令和4年10月改正】

現在は、2か月以内の期間を定めて雇用される社会保険の適用除外が以下に該当する方は契約当初から社会保険加入となります。

- ① 就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合
- ② 同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用される者が更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合